

柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画、障害者福祉基本計画、障害福祉計画  
及び高齢者保健福祉計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画、障害者福祉基本計画、第5期障害福祉計画及び第5次高齢者保健福祉計画策定業務の委託業者を、公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画、障害者福祉基本計画、障害福祉計画及び高齢者保健福祉計画策定業務委託

(2) 業務内容

別添「柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画、障害者福祉基本計画、障害福祉計画及び高齢者保健福祉計画策定業務委託公募型プロポーザル仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日の日から平成30年3月31日まで

(4) 提案上限額

契約金額は、予算額8,000千円（消費税を含む。）を上限に本市が別に定める予定価格の範囲内とします。

3 選定方法

本実施要領に基づき、参加資格を有する提案者からの企画について、書類審査及びプレゼンテーションを実施し、柳川市地域福祉計画等策定業務委託業者選考委員会（以下「委員会」という。）において選考評価し、第1位の者を優先交渉とする。

詳細については、別紙「柳川市地域福祉計画等策定業務者選考要領」のとおり。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件の全てに該当する者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 柳川市建設工事等指名停止措置要綱（平成17年柳川市告示第14号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (3) 会社再生法（平成14年度法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続又は再生手続の開始申立てがなされていないこと。
- (4) 国税（法人税、消費税）、県税（法人県民税、法人事業税）、市税（法人市民税）を完納していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 過去10年以内に地方公共団体等から本業務と同等又は類似した業務を受注した実績がある者。

## 5 参加手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により書類を提出すること。

### (1) 提出書類

- ア プロポーザル参加表明書（様式1） 1部
- イ 会社概要調査票（様式2） 1部
- ウ 業務実績調書（様式3） 1部
- エ 業務実施体制調書（様式4） 1部
- オ 配置予定技術者調書（様式5） 1部
- カ 柳川市暴力団等追放推進条例（平成21年柳川市条例第3号）の規定に基づく誓約書兼同意書 1部
- キ 法人税納税証明書（発行3か月以内のもの） 原本1部
- ク 登記簿謄本または登記事項証明（発行1か月以内のもの） 原本1部

### (2) 受付期間

平成29年5月1日（月）午後5時まで（土・日・祝日除く）

### (3) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着、配達記録が残るものに限る。）

### (4) 提出先

「12 提出及び問合せ先」に同じ

## 6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して不明な点がある場合は、次の方法で質問書を提出すること。

### (1) 提出書類質問書

様式6 質問書による。

### (2) 受付期間

平成29年5月1日（月）午後5時まで（土・日・祝日除く）

### (3) 提出方法

質問書（様式6）にて持参、又は電子メール・FAXで送信してください。なお、電子メール・FAXの場合は、件名に「プロポーザル質問書」と明記し、送信後に確認のため必ず電話連絡をしてください。

### (4) 提出先

「12 提出及び問合せ先」に同じ

### (5) 質問に対する回答

すべての質問を取りまとめた後、平成29年5月2日（火）を目途に、参加表明した全事業者に対して、電子メールで回答する。

## 7 企画提案書の提出

本プロポーザルへの参加を承認された事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

### (1) 提出書類

- ア 企画提案書等提出届（様式7）
- イ 企画提案書（任意様式）

ウ 見積書（様式8）

エ 提出部数は正本1部、副本9部とする。

オ 用紙はA4又はA3版横書きとし、A4サイズにまとめて提出すること。

(2) 受付期間

平成29年5月2日（火）から平成29年5月12日（金）午後5時まで（土・日・祝日除く）

(3) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着、配達記録が残るものに限る。）

(4) 提出先

「12 提出及び問合せ先」に同じ

## 8 スケジュール（予定）

項目	期日など
公募案内の公表	平成29年4月21日（金）
参加表明書の提出期限	平成29年5月1日（月）午後5時
質問書の提出期限	平成29年5月1日（月）午後5時
質問書の回答	平成29年5月2日（火）
企画提案書等の提出期限	平成29年5月12日（金）午後5時
プレゼンテーション審査	平成29年5月22日（月）予定
審査結果通知	平成29年5月下旬
契約締結	平成29年6月1日（木）

※プレゼンテーション審査日程は、平成29年5月22日（月）以降となる場合があります。

## 9 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先又は提出期限が、本要領に適合していないとき
- (2) 参加資格を満たさなくなったとき
- (3) 審査の透明性・公明性を害する行為及び著しく信義に反する行為があったとき
- (4) プレゼンテーション審査に出席しなかったとき
- (5) 見積金額が予定価格を上回ったとき

## 10 契約の締結等

委員会で選定された優先交渉者と、契約内容を協議の上、契約を締結する。なお、優先交渉者と協議が整わなかった場合は、次に評価点が高く、委員会が適切と判断した事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

## 11 その他留意事項

- (1) 書類の作成、提出及びその説明にかかる費用は、提出者の負担とします。

- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とします。
- (3) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (5) 提出書類は返還しないとともに、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しません。
- (6) 柳川市情報公開条例に基づく公開請求書があった場合は、原則として公開の対象文書となります。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。  
なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とします。
- (7) 本委託業務の再委託は出来ないものとします。
- (8) 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
- (9) 応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- (10) 審査内容についての問合せは一切応じない。
- (11) 本実施要綱、仕様書に定めのないものについては、その都度、双方協議の上決定する。

## 12 提出先及び問合せ先

〒832-8601 福岡県柳川市本町 87 番地 1

柳川市 保健福祉部 福祉課（総務係・障害者福祉係・高齢者福祉係）

TEL 0944-73-8111

FAX 0944-73-9211

メール [fukushi@city.yanagawa.lg.jp](mailto:fukushi@city.yanagawa.lg.jp)